

兵庫県公報

平成27年7月28日 火曜日 第2717号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 平成27年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4	4
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	4	4
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	4	4
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	5	5
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	5	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6	6
公 告		
○ 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定（県民生活課）	6	6

告 示

兵庫県告示第631号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成27年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

平成27年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期
男子	① 平成27年9月27日（日）から同月29日（火）のいずれか1日を指定 ② 平成27年11月28日（土）から同年12月1日（火）のいずれか1日を指定 ③ 平成28年2月13日（土）又は同月14日（日）のいずれか1日を指定 ※①、②の試験において採用予定人数に達した場合、③の試験は実施しない。 ①から③の試験において採用予定人数に達しない場合、追加募集を行うことがある。	通年	陸上自衛隊千僧駐屯地 又は 陸上自衛隊姫路駐屯地 （受付時に告知）	試験時に告知	採用予定通知書により告知
女子	平成27年9月26日（土）又は同月27日（日）のいずれか1日を指定	平成27年8月1日（土）から同年9月8日（火）まで		平成27年11月6日（金）	平成28年3月又は同年4月

2 問合せ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4F)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル2F)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1F)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2F)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル2F)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2F)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 (加古川産業会館JAビル7F)	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前大洋ビル1F)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市大島町1-8	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2F)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449



兵庫県告示第632号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成27年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

照来土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 村 俊 彦	美方郡新温泉町切畑234番地



兵庫県告示第633号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

江井ヶ島土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	秋 田 保 英	明石市大久保町江井島341番地
同	井 岡 貞 雄	同 市大久保町江井島998番地

同	大 内 一 幸	同	市大久保町西島88番地の 2
同	大 西 弘 訓	同	市大久保町江井島1792番地
同	尾 仲 利 治	同	市大久保町江井島149番地
同	木 戸 三代治	同	市大久保町江井島1275番地の 2
同	崎 野 和 幸	同	市大久保町江井島200番地の 2
同	田 中 伸 一	同	市大久保町江井島340番地
同	田 中 新 和	同	市大久保町江井島298番地
同	中 嶋 努	同	市大久保町江井島1713番地
同	橋 本 加 州	同	市大久保町江井島580番地の 4
同	日 置 文 敏	同	市大久保町江井島343番地
監 事	大 西 敏 和	同	市大久保町江井島792番地の 2
同	岸 本 良 雄	同	市大久保町江井島168番地
同	松 野 肇	同	市大久保町江井島363番地の 5

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

秋 田 保 英

井 岡 貞 雄

大 内 一 幸

大 西 弘 訓

尾 仲 利 治

木 戸 三代治

崎 野 和 幸

田 中 伸 一

田 中 新 和

中 嶋 努

橋 本 加 州

日 置 文 敏

大 西 敏 和

岸 本 良 雄

松 野 肇

住 所

明石市大久保町江井島341番地

同 市大久保町江井島998番地

同 市大久保町西島88番地の 2

同 市大久保町江井島1792番地

同 市大久保町江井島149番地

同 市大久保町江井島1275番地の 2

同 市大久保町江井島200番地の 2

同 市大久保町江井島340番地

同 市大久保町江井島298番地

同 市大久保町江井島1713番地

同 市大久保町江井島580番地の 4

同 市大久保町江井島343番地

同 市大久保町江井島792番地の 2

同 市大久保町江井島168番地

同 市大久保町江井島363番地の 5

東播用水土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

氏 名

永 尾 勝 彦

樋 口 久 典

住 所

三木市平田268番地の 1

加古川市加古川町美乃利309番地の 9

就任役員

役員の区分

理 事

同

氏 名

椎 木 栄 作

松 本 恭 明

住 所

三木市吉川町水上613番地の 1

加古川市東神吉町升田1725番地



兵庫県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
五ヶ井土地改良区	平成27年 5月 1日
中筋新川土地改良区	平成27年 6月10日



兵庫県告示第635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年7月14日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	太郎池・皿池地区	平成27年7月28日から 同 年8月17日まで	洲本市役所 五色庁舎



兵庫県告示第636号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 宍粟市山崎町中野字宮ノ元1049の31から1049の33まで、1049の63、字宮ノ下1116の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字宮ノ元1049の31・1049の32（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ下1116の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第637号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成27年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 神崎郡神河町川上字タクミケタニ800の1、800の2

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第638号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大屋町大杉字奥山200・215・222・228・243・246・248・251・253・258・266・283・291の1・293・296・297（以上16筆について次の図に示す部分に限る。）、190から192まで、193の1、193の2、194、194の4、195、196、196の2、196の3、196の11、196の12、197の1、198の1から198の3まで、199の1から199の3まで、201から204まで、205の2から205の5まで、205の8、206の1、207の1、211、212、217の1、218、224、226の1、226の2、230、232、233、235から237まで、244、249、250、252、255から257まで、262、265、273、277、280の2から280の4まで、281、285、290、297の2、301の1から301の3まで、302の1、302の2、303の1、305の1、305の2、306の1、307の1、308の1、309から312まで、316、317の1から317の3まで、318、319、321、字岡谷332の1から332の3まで・335の3から335の5まで・337の1・337の4・340・357の1（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、322の2、323から325まで、326の2、326の3、328の1、328の2、329、330の1から330の3まで、331の1から331の3まで、343、344、346の1、348、351、353、355、356、358、359の1、360から365まで、字片尾373・379・392（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、368の1、368の3、370、380、381の1、383、384の1、384の3、387、393、395の1、395の3、三宅字ケンサコ181の3（次の図に示す部分に限る。）、182、尾崎字上山53の9、関宮字大鍋211の4、出合字鹿倉18の2、朝来市生野町山字石谷40、41、42、42の1、43、44、44の1から44の3まで、44の5、45、字シモガ谷58の2、58の3、59、岩津字堤171の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第639号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のと

おり解除する。

平成27年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定を解除する区域

平成19年兵庫県告示第887号により指定した区域のうち、次に掲げる区域の全部
川西市火打1丁目201番1の一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物



兵庫県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 7月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年 7月28日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 塩 瀬 宝 塚 線	宝塚市境野字大道北7番1から 同 市境野字中垣内15番まで	旧	5.0から 10.0まで	391.0	
		新	6.0から 25.0まで	391.0	

公 告

特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成27年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人日本レスキュー協会
- (2) 代表者の氏名 伊藤 裕成
- (3) 主たる事務所の所在地 伊丹市下河原二丁目2番13号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、次のことを目的とする。

- (1) 災害救助犬の育成及び国内外への派遣に関する事業を行い、人命救助活動や地域安全活動に寄与すること。
- (2) セラピードックの育成、派遣に関する事業を行い、あらゆるリハビリテーション活動や心のケア活動に寄与すること。
- (3) 社会に対する動物愛護精神の啓蒙と動物愛護活動を推進すること。

2 当該認定の有効期間 平成27年 7月13日から平成32年 7月12日まで